

食品産業特定技能協議会規約 新旧対照表

改正後	現行
食品産業特定技能協議会規約 平成 31 年 3 月 29 日 (令和 3 年 8 月 16 日一部改正) (令和 7 年 5 月 30 日一部改正) <u>(令和 8 年 6 月 30 日一部改正)</u> 運営委員会決定 (名称) 第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 526 号) 第 3 条第 1 号に規定する「<u>飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会</u>」及び<u>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき</u>外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 527 号) 第 2 条第 4 号に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。 (目的) 第 2 条 （略） (活動内容) 第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。	食品産業特定技能協議会規約 平成 31 年 3 月 29 日 (令和 3 年 8 月 16 日一部改正) (令和 7 年 5 月 30 日一部改正) 運営委員会決定 (名称) 第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 7 号の規定に基づき<u>定める</u>飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 526 号) 第 3 条に規定する「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」及び外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 527 号) 第 2 条に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。 (目的) 第 2 条 （略） (活動内容) 第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

改正後	現行
一 （略） 二 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題等への対応策の検討 三～八 （略） 九 特定技能外国人及び特定技能所属機関に対する、公租公課の納入に係る啓発 十 その他受入れの円滑かつ適正な実施のために必要な情報、課題等の共有・協議等 （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一～六 （略） 七 出入国在留管理庁 八～十四 （略） 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入の実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書（別紙様式）を協議会に提出する。 3、4 （略） （会長） 第5条 （略） （副会長） 第6条 （略） （運営委員会） 第7条 （略） 2、3 （略） 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者（以下「運営委員」という。）をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。 5～10 （略）	一 （略） 二 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題等への対応 三～八 （略） 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等 （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一～六 （略） 七 法務省 八～十四 （略） 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能雇用契約に係る届出書の写しを協議会に提出する（契約を変更した場合も同様とする。）。 3、4 （略） （会長） 第5条 （略） （副会長） 第6条 （略） （運営委員会） 第7条 （略） 2、3 （略） 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。 5～10 （略）

改正後

(部会)

第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	<u>大臣官房新事業・食品産業部長</u>

2～8 (略)

(分科会)

第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。

現行

(部会)

第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	<u>大臣官房審議官（兼輸出・国際局・新事業・食品産業）</u>

2～8 (略)

(分科会)

第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、それぞれの部会の所掌事務のうち、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。

改正後			現行		
名称	所掌事務	分科会長	名称	所掌事務	分科会長
水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した<u>地方の水産加工業</u>から大都市にある他の<u>水産加工業</u>への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁 漁政部長	水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した水産加工業から大都市にある他の<u>飲食料品製造業</u>への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁 漁政部長
対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 特定技能所属機関への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ <u>法令・誓約書等に違反した場合の対応等</u> 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房 新事業・ 食品産業 部長	対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 特定技能所属機関への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ <u>人手不足の状況及び経済情勢の変化に関する情報の把握・分析</u> ④ <u>法令・誓約書等に違反した場合の対応等</u> 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房 新事業・ 食品産業 部長

改正後	現行
2～5（略） 6 <u>部会</u>は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。 7 （略） （事務局） 第10条 （略） （議事の公開等） 第11条 （略） （規約等の変更） 第12条 （略）	2～5（略） 6 <u>分科会</u>は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。 7 （略） （事務局） 第10条 （略） （議事の公開等） 第11条 （略） （規約等の変更） 第12条 （略）

改正後	現行
(別紙様式) 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた 行動規範に係る誓約書 食品産業特定技能協議会会長殿 記 当社（事業所）は、貴協議会が定めた「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。 万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。 作成日 年 月 日 特定技能所属機関 (企業名) _____ (事業所名) _____ 代表者 (役職) _____ (氏名) _____ 以上	